暮らしの安全知っ得情報

運転する際は注意して

夏の交通安全運動

7月10日㈯～19日㈪は夏の交通安全運動期間です。
重点目標は次の通りです。

○子どもと高齢者の安全確保
○自転車の安全利用の推進
○ゼブラ・ストップ(横断歩行者保護)の徹底
○飲酒運転の根絶

ドライバーの義務

車両には交差点の安全進行義務があります。交差点に入るときは次の点に注意しましょう。

○早めに車線変更を行う
○無理なタイミングで進入しない
○安全な速度で進行する
○歩行者やほかの車両の状況など、周囲をよく確認する
○右折は安全なタイミングで行う

横断歩道では歩行者が優先

横断歩道に接近する場合は、停止線の直前で止まることができる速度で進行し、渡ろうとしている歩行者がいるときは一時停止しましょう。特に交差点で右折や左折をするときは、歩行者が後ろから来る場合がありますので、前後の状況をよく確認して安全に進行しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

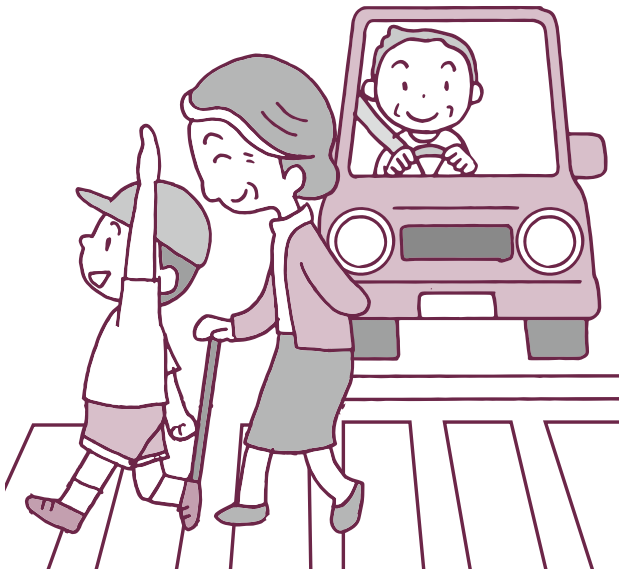

消費生活相談Q&A

賃貸住宅物件の申込金は返してもらえるの？

Q 不動産業者から賃貸住宅物件の順番を確保するためには、申込金として3万円が必要と言われたので支払いました。その後、条件の良い物件が見つかったのでキャンセルを申し出ましたが、申込金は返還出来ないと言われました。領収書には金額のみでただし書きには何も記載がありません。申込金は返還してもらえますか。

A 本来であれば、契約前にお金を支払う義務はありませんが、契約前に入居の意思を示すことや物件の順番を確保するために、申込金(申込証拠金、預り金)を求められることがあります。申し込みを撤回した場合には、不動産業者はこの申込金を返還する義務があります(宅建業法47条の2第3項)。しかし、トラブルを避けるためにも、契約前に申込金の支払いは避けた方が良いでしょう。もし、支払う場合でも、領収書ではなく、返還についてのただし書きを記した、日付入りの預り証を受け取りましょう。また、契約の成立時には、その証として手付金を支払うことがあります。申込金と手付金の性質の違いを理解して取引しましょう。

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

申込金と手付金の違い

	申込金(契約成立前)	手付金(契約成立後)
いつ 何のために	申込時に順番を確保するために支払う	契約時に契約の意思を表すために支払う
誰に	不動産業者	貸主
契約が成立したら	手付金の一部として充当される場合が多い※	契約金の一部になる
キャンセルしたら	返還される	手付解除となり返還されない場合が多い

※返還される預り金を借主が希望して手付金の一部に充当する

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。